

平成 27 年 8 月 26 日庁議資料
福祉部・保健衛生部

障害者差別解消法の施行に向けた取組みについて

1 趣旨

平成 26 年 1 月の障害者権利条約の締結に先駆け、その内容を実現するため法整備を行った。その一つとして制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）が平成 28 年 4 月 1 日に施行される。

障害者差別解消法では、互いを尊重しながら共生する社会の実現を目指し、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めている。

平成 27 年 2 月には、国から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が示されており、それらを踏まえて区として以下のとおり取り組む。

2 実施事項

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 職員の対応要領の作成 | 平成 27 年度～ |
| (2) 相談及び紛争の防止等のための体制の整備 | 平成 28 年度 |
| (3) 障害者差別解消支援地域協議会の設置 | 平成 28 年度 |
| (4) その他（環境の整備、普及啓発活動） | 継続中（随時） |

3 実施体制

- (1) 文京区障害者差別解消推進本部
本部長：区長、副本部長：副区長・教育長、部長級で構成
- (2) 文京区障害者差別解消推進本部幹事会
幹事長：福祉部長、副幹事長：保健衛生部長、課長級で構成

4 障害者の意見の反映

対応要領の策定等にあたっては、障害者その他関係者の意見を反映させるため、郵送等による事例収集やグループヒアリング、障害者地域自立支援協議会等への情報提供や意見聴取等を行う。

5 これまでの取組みと今後のスケジュール

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 平成 27 年 7 月 | 障害当事者からの事例の収集（郵送・ホームページ） |
| 9 月 | 定例議会への報告 |
| 〃 | 障害者差別解消推進本部及び幹事会の設置 |
| 28 年 2 月 | 定例議会への報告 |
| 4 月 | 障害者差別解消法の施行 |